

議員提出議案第5－5号

あきる野市議会の議決すべき事件に関する条例を廃止する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年3月24日

あきる野市議会議長 村野栄一 殿

提出者	あきる野市議会議員	堀江 武史
〃	〃	増崎 俊宏
〃	〃	辻 よし子

提案理由

第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に示されていた御堂中学校西側市有地に介護老人福祉施設を誘致しないこととされたため。

あきる野市議会の議決すべき事件に関する条例を廃止する条例

あきる野市議会の議決すべき事件に関する条例（令和3年あきる野市条例第14号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。